

労働基準監督署の管轄変更について

平成 25 年 4 月 1 日から

三原労働基準監督署と尾道労働基準監督署の管轄区域を、変更することとしました。

これにより、瀬戸田町は尾道労働基準監督署の管轄区域になります。



監督署名	変更前 (平成 25 年 3 月 31 日まで)	変更後 (平成 25 年 4 月 1 日から)
三原労働基準監督署	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町・河内町・福富町・豊栄町、尾道市のうち瀬戸田町	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町・河内町・福富町・豊栄町
尾道労働基準監督署	尾道市(瀬戸田町を除く)、世羅郡	尾道市、世羅郡

瀬戸田町に所在地のある事業主及びお住まいの皆様は、

平成 25 年 4 月 1 日以降

各種手続等については、尾道労働基準監督署をご利用ください。

尾道労働基準監督署のご案内

〒722-0002 尾道市古浜町 27-13
電話 0848-22-4158

《公共交通機関利用のお願い》

JR尾道駅から約3キロメートルの場所にあります。駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



広島労働局・三原労働基準監督署・尾道労働基準監督署